

(無線周波数分析器、周波数シンセサイザーを用いた信号発生器、ネットワークアナライザ又はマイクロ波用試験受信機の周波数帯域を拡張するように設計されたものに限る)

作成責任者 (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属 _____

(フリガナ) _____

氏名 _____ 印

電話 _____

パラメータシート
様式：6D-11

CISTEC 2011. 9. 1
(平成23年7月1日施行政省令等対応)

平成25年7月1日施行政省令第1号対応

型 名	チェックグループ	1				2						3				4		備 考	判 定
		「無線周波数分析器」の周波数帯域を拡張するように設計されたもの（注1）				「周波数シンセサイザーを用いた信号発生器」の周波数帯域を拡張するように設計されたもの（注1）						「ネットワークアナライザー」の周波数帯域を拡張するように設計されたもの（注1）				「マイクロ波用試験受信機」の周波数帯域を拡張するように設計されたもの（注1）			
		①		②		①	②	③		④		⑤		⑥					
		①－1	①－2	②－1	②－2			③－1	③－2	④－1	④－2	⑤－1	⑤－2						
	チェック項目	分析周波数帯域（GHz）	3dBの分解能帯域幅（MHz）	分析周波数帯域（GHz）	表示平均ノイズレベル（dBm/Hz）	（注2）	（注3）	合成出力周波数（GHz）	発振パルス幅（ns）	合成出力周波数（GHz）	出力（mW）	最大動作周波数（GHz）	出力（mW）	最大動作周波数（GHz）	最大動作周波数（GHz）				
	判定基準	31.8＜（該）≤37.5	10＜（該）	43.5＜（該）≤70	（該）＜－150	（該）＝はい	（該）＝はい	31.8＜（該）≤70	（該）＜100	43.5＜（該）≤70	100＜（該）（注4）	43.5＜（該）≤70	31.62＜（該）（注4）	70＜（該）	43.5＜（該）				
省令第6条	十二号イ		十二号ロ		十三号		十三号イ		十三号ロ		十四号		十五号イ						
注 釈		注1. 他の貨物に使用するように設計したものを除く。																	
		注2. 合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであること。																	
		注3. 2以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置に使用するように設計したものではない。（除外規定）																	
		注4. 100mW＝20dBm、31.62mW＝15dBm																	
		注5. 以下の7つのチェックグループのいずれかが（該）の場合、その貨物は該当。（1）1－①－1及び1－①－2 （2）1－②－1及び1－②－2 （3）2－①及び2－②及び2－③－1及び2－③－2 （4）2－①及び2－②及び2－④－1及び2－④－2 （5）3－⑤－1及び3－⑤－2 （6）3－⑥ （7）4																	